

社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会
地域サロン活動支援事業助成要綱

(趣 旨)

第1条 観音寺市地域サロン活動支援事業実施要綱第1条の規定に基づき、地域サロンの自主的、主体的な活動を支援するため、地域サロン活動支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となるものは、自治会会員が主体になって地域サロン活動に積極的に取り組む自治会とする。

2 助成対象者は、単独の自治会を原則とするが、活動を複数の自治会で取り組む場合も、対象にする。

(助成金の対象となる活動)

第3条 助成金の対象となる活動は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ただし、趣味、サークル活動、営利活動及び政治活動のいずれかと認められる場合は、助成の対象としない。

- (1) 広く世代を越えて地域住民が自由に参加できるものであること。
- (2) 地域の課題やニーズに沿ったものであること。
- (3) 地域の集会場、公民館、広場等、地域の人達の集える場所での活動であること。

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成の対象となる経費及び助成額は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域サロン活動に必要と認める経費（以下「助成対象事業費」という。）
- (2) 助成金の額は、助成対象事業費の5分の4とし、8万円を限度とする。ただし、助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) 助成金の額は、第6条に掲げる審査により決定する。なお、審査基準は別に定める。

(助成の対象となる期間等)

第5条 助成金の対象となる期間は、地域サロン活動を継続して行うことにしていることから、複数年継続するものとする。

(審査)

第6条 助成金の交付について審査検討するため、地域サロン活動支援審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員長及び委員若干名で構成する。
- 3 審査会は、委員長に観音寺市市民部長を、委員に委員長が指名する観音寺市職員及び観音寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員で構成する。
- 4 審査会は、委員長が会議を総理する。委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(助成金の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、地域サロン活動支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本会に提出するものとする。

- (1) 地域サロン活動支援事業収支予算書（様式第1号-1）
- (2) その他本会が必要と認める書類等

2 助成金の申請は、第2条のいずれに関わらず、1年度において1自治会1回に限るものとする。

(助成金の交付決定)

第8条 本会は、前条の書類を受理したときは、第6条に掲げる審査により認められたものに、地域サロン活動支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 本会は、前項の助成金の決定に条件等を付けることができる。

(助成金の変更等)

第9条 申請者は、地域サロン活動支援事業（以下「事業」という。）を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 第7条に規定する地域サロン活動支援事業助成金交付申請書又は添付書類の内容に変更があるときは、地域サロン活動支援事業変更申請書（様式第3号）を提出し、本会の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、地域サロン活動支援事業中止（廃止）申請書（様式第4号）を提出し、本会の承認を受けること。
- (3) 事業が完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、本会に報告してその指示を受けること。

2 前項第1号の規定による地域サロン活動支援事業変更申請書を提出した場合であっても、助成金の交付決定額は、第8条第1項の規定により通知した助成金交付決定額を上回ることはできないものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、事業完了後、速やかに地域サロン活動支援事業助成金交付実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて本会に提出しなければならない。

- (1) 地域サロン活動支援事業収支決算書（様式第5号-1）
- (2) 領収書の写し、写真等

(助成金の確定)

第11条 本会は、前条の規定により地域サロン活動支援事業助成金交付実績報告書が提出された場合に、当該事業が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、地域サロン活動支援事業助成金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 申請者は、前条に規定する地域サロン活動支援事業助成金確定通知書を

受けとったときは、地域サロン活動支援事業助成金交付請求書（様式第7号）を本会に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第13条 本会は、前条に規定する地域サロン活動支援事業助成金交付請求書を受理した後、速やかに助成金を交付するものとする。

2 本会は、特に必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する助成金の交付決定通知をした後に、助成金の全部又は一部を概算払により交付することができる。この場合において、申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、地域サロン活動支援事業助成金概算交付請求書（様式第8号）を本会に提出しなければならない。

3 前項の規定による助成金の概算払を受けた申請者は、事業が完了した後に、速やかに第10条に規定する書類を本会に提出しなければならない。

（活動上の事故）

第14条 地域サロン活動上の事故に関しては、本会はその責任を負わない。

（検査等）

第15条 本会は、助成金の適正かつ効率的な運用を図るため、必要があると認めるときは、当該助成金に係る事業について調査を行い、報告を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（助成金の返還等）

第16条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消し又は変更をすることができる。既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第13条第2項により交付した概算払の額が、第11条に規定する助成金確定額を上回ったとき。
- (2) この要綱に違反し、又は事業に関し不正があったとき。
- (3) 虚偽又は不正の申請により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前3に掲げるもののほか、本会が助成金を交付することが不相当であると認められたとき。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 2 条に規定する助成対象者には、令和 2 年度及び 3 年度に限り地区公民館又は地区公民館分館を事業範囲とする自治会協議会等も対象とする。

様式第1号（第7条第1項関係）

年 月 日

社会福祉法人
観音寺市社会福祉協議会
会長 宛て

自治会名.....

代表者氏名.....印

代表者住所.....

電話番号.....

地域サロン活動支援事業助成金交付申請書

年度において地域サロン活動支援事業を実施したいので、助成金を
交付されるよう関係書類を添えて申請します。

申請額	
自治会名	
実施計画内容 開催時期、内容、 参加者内訳等 事業が複数のとき は事業ごとに記入	
備考 開催の案内状等 具体的なものが あれば添付	

様式第1号-1 (第7条第1項第1号関係)

地域サロン活動支援事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

年 月 日

自治会名

印

観社協発第 号
年 月 日

.....様

社会福祉法人
観音寺市社会福祉協議会
会長

地域サロン活動支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域サロン活動支援事業助成金の
交付については、次のとおり決定したので通知します。

自治会名	
交付決定額	
遵守事項	<p>(1) この助成金は、観音寺市社会福祉協議会地域サロン活動支援事業助成要綱（以下「助成要綱」という。）に基づくものでこの目的以外に使用できません。</p> <p>(2) 事業が完了したときは、速やかに地域サロン活動支援事業助成金交付実績報告書（様式第5号）、地域サロン活動支援事業収支決算書（様式第5号-1）、領収書の写し、写真等を提出してください。</p> <p>(3) 本会会長が必要であると認めるときは、担当職員が書類等进行检查、又は助成事業の執行状況について実地調査をする場合があります。</p> <p>(4) 助成要綱に違反し、虚偽又は不正があったときは、交付の決定を取り消し、助成金等の返還を求めます。</p>

年 月 日

社会福祉法人
観音寺市社会福祉協議会
会長 宛て

自治会名.....
代表者氏名.....印
代表者住所.....
電話番号.....

地域サロン活動支援事業変更申請書

年 月 日付け 観社協発第 号により助成金の交付決定を受けた
助成事業については、次のとおりその内容等を変更したいので、地域サロン活動支援
事業助成要綱第9条第1項第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業名	
2 事業の目的	
3 変更した 事業の内容	
4 予算額等	
5 添付書類	(1) 変更後の地域サロン活動支援事業収支予算書 (様式第1号-1) (2) その他参考書類
6 備考	

年 月 日

観音寺市社会福祉協議会
会長 宛て

自治会名.....
代表者氏名.....印
代表者住所.....
電話番号.....

地域サロン活動支援事業中止（廃止）申請書

次のとおり、助成事業を中止（廃止）したいので、地域サロン活動支援事業助成要綱第9条第1項第2号の規定により申請します。

1 事業名	
2 交付決定年月日	年 月 日
3 中止（廃止）の理由	
4 中止（廃止）の年月日	年 月 日
5 備考	

年 月 日

社会福祉法人
観音寺市社会福祉協議会
会長 宛て

自治会名.....
代表者氏名.....印
代表者住所.....
電話番号.....

地域サロン活動支援事業助成金交付実績報告書

地域サロン活動支援事業助成事業については、事業が完了したので次のとおり関係書類を添えて報告します。

自治会名	
参加者内訳・総数	
実施内容 (開催日時・内容等) 事業が複数の時は 事業ごとに記入	
添付書類	(1) 領収書の写し(助成対象事業費分) (2) 活動内容が分かる写真等
備考	

様式第5号-1 (第10条第1号関係)

地域サロン活動支援事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
計				

年 月 日

自治会名

印

第 号
年 月 日

様

観音寺市社会福祉協議会
会長

地域サロン活動支援事業助成金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付額については、次のとおり確定したので、地域サロン活動支援事業助成要綱第11条の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	
3 助成金の 交付確定額	円

年 月 日

社会福祉法人
観音寺市社会福祉協議会
会 長 宛て

自治会名.....

代表者氏名.....印

代表者住所.....

電話番号.....

地域サロン活動支援事業助成金交付請求書

年 月 日付け 観社協発第 号により、地域サロン活動支援事業助成金確定通知書を受けたので、下記のとおり請求します。

記

事業名

助成金の額 ¥

.....

- 本会が必要であると認めるときは、担当職員に書類等の検査をさせ、又は助成事業の執行状況について実地調査をすることに意義ありません。
- 助成要綱に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金等の返還に応じます。

年 月 日

社会福祉法人
観音寺市社会福祉協議会
会 長 宛て

自治会名.....
代表者氏名.....印
代表者住所.....
電話番号.....

地域サロン活動支援事業助成金概算交付請求書

年 月 日付け 観社協発第 号で助成金の交付決定額の通知を受けた助成事業については、次のとおり地域サロン活動支援事業助成要綱第 13 条第 2 項の規定により概算請求します。

事業名

請求額円